

“一般名処方加算”に係る掲示

- 当院では、後発医薬品のある医薬品については、一般名による処方を行う場合があります。

これにより、処方を希望される医薬品が不足した場合においても、同様の有効成分を有した医薬品を提供しやすくなります。

一般名処方とは、処方箋に医薬品の商品名を記載するのではなく、有効成分を処方箋に記載することです。

例：解熱剤が欲しい場合、“カロナール錠”と記載されるところが
“アセトアミノフェン”と記載されます。

なお、一般名にて処方箋を交付した場合、当該処方箋の内容に応じ、下の点数が交付1回につきそれぞれ加算されます。

一般名処方加算 1	10点
一般名処方加算 2	8点



地域の安心をサポートする
明和会グループ

北 広 島 病 院

医療法人 明和会

